

滝川市A I ドリル等導入業務募集要項

1 募集の目的

G I G Aスクール構想に伴い、滝川市内全小・中学校の児童生徒に整備された1人1台端末に、A Iドリル等を導入することで、個別最適な学びをより一層充実させ、基礎学力の定着と家庭学習の習慣化を図ることや、教職員を対象とした研修を実施することにより効果的な活用を目指すことを目的としている。

本事業では、A I機能により児童生徒の習熟度に合わせた問題が配信できることやドリルの取組状況や学習履歴が把握できること、さらには児童生徒が自主的にドリルに取組み、学習意欲の向上につながる機能を有する最適なA Iドリル等を導入するため、公募型企画提案方式により事業者を選定するものである。

2 事業概要

(1) 業務名

滝川市A Iドリル等導入業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(3) 本業務の内容

別添「滝川市A Iドリル等導入業務仕様書」のとおり

(4) 提案上限額

8, 815, 884円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 担当部署

〒073-8686 滝川市大町1丁目2番15号

滝川市教育委員会教育総務課（滝川市役所庁舎7階）

電子メール：shien@city.takikawa.lg.jp

3 参加資格

(1) 国、都道府県又は市区町村や小・中学校が発注した同種・類似業務を受注し、履行完了した実績があり、確実に履行できる者であること。

(2) 本業務に係る申請の資格については、法人又はその代表者が次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は入札執行日前6月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立てが行われた者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てが行われた者

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある者又は役員が暴力団の構成員等である者

カ 滝川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成11年滝川市告示第43号）第2条第1項

若しくは第3条第1項から第3項までの規定による指名競争入札に関する指名を停止されている者

キ 国税、地方税に滞納がある者

4 企画提案審査の手続き

(1) スケジュール

ア 募集要項等の公表	令和6年5月 7日 (火)
イ 募集要項等に関する質問	令和6年5月14日 (火) 17時まで
ウ 質問に対する回答	令和6年5月20日 (月)
エ 参加表明書の提出期限	令和6年5月22日 (水) 17時まで
オ 企画提案書の提出期限 (電子データ)	令和6年5月29日 (水) 17時まで
(紙媒体)	令和6年5月31日 (金) 17時まで
カ プレゼンテーション (予定)	令和6年6月 5日 (水)
キ 審査結果の通知・公表 (予定)	令和6年6月 7日 (金)

(2) 質問・回答

募集要項等に関する質問は、質問書 (様式第1号) により以下のとおり提出すること。

- ア 提出期限 令和6年5月14日 (火) 17時まで
- イ 提出方法 電子メールにより提出すること。
- ウ 回答 回答は令和6年5月20日 (月) 滝川市公式ホームページに掲載する。

(3) 参加表明書の提出

参加を希望する事業者は、参加表明書 (様式第2号) により以下のとおり提出すること。

- ア 提出期限 令和6年5月22日 (水) 17時まで
- イ 提出方法 電子メールにより提出すること。

なお、代表者職氏名の欄に押印のあるスキャンデータ (PDFファイル) を提出すること。

(4) 企画提案書の提出

参加表明書を提出した事業者は、企画提案書を作成し、以下のとおり提出すること。

ア 提出方法及び提出期限

①電子データ

- ・提出期限 令和6年5月29日 (水) 17時まで
- ・提出方法 メール (宛先 shien@city.takikawa.lg.jp) にデータを添付し提出すること。
- ・提出形式 WORDやPPT、PDF形式等、一般的に使用されているファイルとする。なお、内容については②に記載している紙媒体の電子データ版とすること。

②紙媒体

- ・提出期限 令和6年5月31日 (金) 17時まで
- ・提出方法 郵送により提出すること。
- ・提出形式 紙媒体とする。

なお、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、片袖折りでA4版サイズに折り込むこと。資料の枚数には制限

はないが、カラー印刷のものを5部郵送すること

イ 企画提案書様式

企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

①A I ドリル等の機能概要

- ・様式第5号「機能要件一覧表兼調査票」を作成し、提出すること。

②業務実施体制

③研修概要

- ・教職員がA I ドリル等を活用する際の操作方法のほか、児童生徒の学習状況等のデータの活用、朝学習、授業、放課後、家庭学習、夏季・冬季の長期休業期間中の効果的な課題配信や活用方法などをテーマとした研修の実施概要について、提案内容が優れていること

④自由提案項目

- ・仕様書に記載のないサービスや機能等

⑤その他

- ・令和6年度の導入以降、予定されているバージョンアップ等（問題数の増加や機能改善、新たなサービスや機能等）

(5) 見積書の提出

電子データとしては、見積書（様式第4号）をスキャンしたもの（PDF ファイル）」を、令和6年5月29日（水）17時までに企画提案書の電子データとともに提出すること。

また、紙媒体としては、企画提案書の紙媒体の提出と併せて見積書の正本1部（代表者印を押印）を、令和6年5月31日（金）17時までに提出すること。

(6) プレゼンテーション

企画提案書について、プレゼンテーションを実施する。

ア 日程・場所

令和6年6月5日（水）に滝川市役所で実施する。

詳細は、プレゼンテーション実施者に別途連絡する。

イ 審査組織

「滝川市A I ドリル等導入業務企画提案審査職員会議」を設置し、企画提案の審査を行う。なお、審査職員会議は非公開とする。

ウ 審査方法

①説明時間（提案・デモを含め15分）、質疑応答（10分）、合計25分程度とする。

②プレゼンテーションへの参加は4名までとする。

なお、原則として実施体制に記載されている者が説明を行うこと。

エ 審査基準

別表「滝川市A I ドリル等導入業務評価基準」のとおりとする。

オ その他

①提案するA I ドリル等の主要な操作についてデモンストレーションを行うこと。

②提案者が5者以上となった場合には、提案書等について審査職員会議において上位4者を選定し、プレゼンテーションを実施する。

③プレゼンテーション内容については、市は録画又は録音することができるものとする。

(7) 審査結果

審査職員会議の審査結果に基づき、優先交渉事業者及び次点者を決定する。

審査結果については参加事業者に通知するとともに、公式ホームページにおいて優先交渉事業者の掲載を行う。

提案者が1者の場合においても審査基準に基づき審査職員会議を開催し、審査を行う。

5 契約手続

①審査結果に基づく優先交渉事業者と契約に関する協議を行い、使用許諾契約を締結する。

②協議の結果、契約の締結に至らなかった場合は、次点者と協議を行う。

③契約締結にあたっては、仕様書及び企画提案書の内容を基本とするが、協議の結果、必要に応じて訂正、追加、削除を行うものとする。

④契約については、以下のとおり執り行う想定として、詳細は別途滝川市と協議を行うものとする。

業 務：滝川市A I ドリル等導入業務

契約期間：契約締結日から令和7年3月31日まで

支 払：完了後一括払い

6 参加申請に係る留意事項

(1) 提出された申請書類の内容は、明らかな誤り又は軽微な事項を除き、変更することはできない。

(2) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(3) 滝川市が選定に関し、追加書類の提出を求めるときは、それに応じること。

(4) 滝川市が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じる、また、滝川市の承諾を得ることなく、第三者に内容を提示することを禁じる。

(5) 申請書類は、滝川市情報公開条例（平成9年滝川市条例第6号）に基づく情報公開請求により公開されることがあるので、申請者は滝川市情報公開条例に基づき、滝川市を通じて管理業務の実施に当たり保有する文書の公開等の請求があったときは、速やかにこれに応じること。

(6) 同一の法人が複数の申請をすることはできない。

(7) 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とする。

(8) 滝川市に提出した申請書類は返却しない。

(9) 申請後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(10) 参加にあたり、提案者に生じた損害等については、本市は一切その責を負わないものとする。

7 受託事業者に係る留意事項

(1) 個人情報の取扱い

ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守の上、個人情報の取扱いを行うこと。

イ 受託者の役員及び従業員には、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしたり、不当な目的に使用しない旨の守秘義務が課せられ、これに違反したときは、懲役又は罰金の処罰が課せられる（契約期間が満了し、若しくは契約を取り消され、又は職務を退いた後においても同様とする）。

ウ 滝川市を通じて、業務の実施に当たり保有する個人情報の開示又は訂正等の請求があったときは、速やかにこれに応じること。

- (2) 業務の一括委託を禁止する。業務は、その全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはいけない。ただし、その一部について、あらかじめ滝川市が認めるときは、この限りではない。